

様式第9号（第23条第3項関係）

第 年 月
号 日

住所 氏名 様

野田市消防長 印
(危険物関係の場合には、野田市長)

報 告 徴 収 書

所在
名称
用途

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項（第16条の5第1項）の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

教示

- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、野田市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- ただし、上記の期日が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。